

大通達甲（警）第23号
令和7年4月4日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

年間を通した警察職員の軽装について（通達）

警察職員の服装については、これまで6月から9月までを軽装運動期間とし、5月と10月を弾力的運用期間としていたが、働きやすい職場環境づくりの推進と執務効率の向上を図るため、令和7年5月1日以降、下記のとおり、年間を通じての軽装を認めることとしたので、適切に対応されたい。

記

1 実施内容

年間を通じて、執務室内で勤務する場合のほか、部内における会議等において、上着及びネクタイを着用しない軽装で勤務することを認めるもの。

2 留意事項

- (1) 表彰式等の公式行事への出席等、社会慣習上、服装に一定の節度が求められる場合は、主催者からの指定がある場合を除き、適宜、上着及びネクタイを着用すること。
- (2) 服装は、警察職員としての信用と品位を保つものとし、来庁者に不快感を与えるような華美な服装及びポロシャツ等の着用は認めないこととする。
- (3) 部内会議等において服装の斉一を期す必要がある場合は、担当課から必要な指示を行うこと。
- (4) 軽装の対象者は、全ての警察職員とするが、制服等を着用して勤務する場合を除く。

（警務課企画係）